政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十八年九月三十日

神奈川県選挙管理委員会

委員長　山　田　吉　三　郎

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
岡本　幸三	三幸会	二八、七、四
林部　直樹	輝く次世代を創る会	二八、七、三一